

○うるま市家庭用生ごみ処理機購入奨励助成金交付要綱

平成19年3月29日

告示第42号

(目的)

第1条 この告示は、うるま市家庭用生ごみ処理機(以下「処理機」という。)により家庭用生ごみ(以下「生ごみ」という。)を自己処理しようとするものに対し、予算の範囲内で助成金を交付することにより生ごみの堆肥化等を促進し、ごみの減量化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において処理機とは、厨芥類等の生ごみを攪拌又は加熱等の処理を行い、水分を除去するとともに、微生物の活動を活性化させ生ごみの分解を促進することにより、その容量を減少又は堆肥化させることを目的とした電動機器をいう。

(交付の要件)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たしている者とする。

- (1) うるま市に住所を有し、かつ、1年以上居住している者
- (2) 処理機の適切な管理ができる者
- (3) 生ごみからできた堆肥を自家処理できる者
- (4) 市税等の滞納がない者
- (5) 処理機をうるま市内の販売店で購入する者

(助成金)

第4条 助成金の額は、処理機1基当たりの購入額の2分の1とする。ただし、助成限度額を30,000円とする。

- 2 助成金の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 処理機の数、一世帯につき1基に限る。
- 4 処理機に係る助成金の交付を受けた日から5年を経過しない者は、新たに助成金の交付を受けることはできない。

(申請)

第5条 助成金の交付を受けて処理機を購入しようとする者は、家庭用生ごみ処理機購入奨励助成金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)を担当部課へ提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書の内容に変更が生じた場合は、家庭用生ごみ処理機購入奨励助成金交付変更申請書(様式第2号。以下「変更申請書」という。)を提出しなければならない。

(決定通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、適当又は不適当と認めたものについて、家庭用生ごみ処理機購入奨励助成金交付(可・不可)決定通知書(様式第3号。以下「決定通知書」という。)により通知する。

- 2 前条第2項の変更申請書に係る決定通知書は、前項の決定通知書を適用する。その場合、当該変更に係る事項を読み替えて適用する。

(請求)

第7条 処理機を販売店から購入した申請者は、決定通知書の日から起算して30日以内に家庭用生ごみ処理機購入奨励助成金交付請求書(様式第4号。以下「交付請求書」という。)を市長へ提出しなければならない。

(助成金の交付等)

第8条 市長は、前条に規定する交付請求書を受理した場合は、これを審査し、適当と認めたときは、助成金を交付する。

- 2 前条の規定により適当と認めたときは、家庭用生ごみ処理機購入奨励助成金交付確定通知書(様式第5号)により申請者へ通知する。

(助成金の返還)

第9条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の全部又は一部について、返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 処理機をその目的以外に使用したとき。
- (3) その他不正行為があると認めたとき。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

うるま市長

様

住 所
申請者 氏 名 (印)
(世帯主：
電話番号)

家庭用生ごみ処理機購入奨励助成金交付申請書

生ごみ処理機による自己処理を行いたいので、うるま市家庭用生ごみ処理機購入奨励助成金要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 設置場所 _____ (例：自宅の台所)
- 2 助成金受入状況 過去に生ごみ処理機の助成を受けたことが [ある ・ ない]
※ある場合の助成年月 [年 月]
- 3 購入機種名(予定) [メーカー： _____ 機種名： _____]
- 4 購入先 [_____]
- 5 購入金額 [_____ 円]
- 6 助成金請求(予定)額 [_____ 円]
- 7 添付書類
 - (1) 住民票(謄本)
 - (2) 完納証明書(世帯主のものを提出すること)。
 - (3) 生ごみ処理機カタログ